

公益社団法人全国火薬類保安協会
令和8年度事業計画

自 令和8年 4月 1日
至 令和9年 3月 31日

I. 昨年の振り返り（トピックス）

(1) 火薬類の事故について

令和7年の火薬類による事故件数は、製造中2件（産業火薬）、消費中37件（産業火薬2件、煙火23件、がん具煙火12件）、運搬中1件（産業火薬）、玩ろう中2件（産業火薬1件、がん具煙火1件）、その他2件（産業火薬2件）合計で44件発生した。負傷者数は37名（重傷7名（産業火薬2名、煙火4名、がん具煙火1名）、軽傷30名（産業火薬4名、煙火20名、がん具煙火6名））であった。一昨年（令和6年）は事故が45件発生し、負傷者28名であり、事故件数で1件の減少、負傷者は9名の増加であった。なお、死亡者の発生は、令和7年、令和6年ともに無かった。

II. 本年度の事業内容

【公益目的事業】（会計区分：公益事業）

ア. 火薬類の保安に関する調査研究事業

(1) 火薬類の国際化対応（自主事業）

関係業界の協力を得て、「IGUS（*1）」等で検討される内容について、我が国としての対応方針を検討する。

IGUSのEPP（*2）会議及びEOS（*3）会議へ専門家を派遣する。

EPP アメリカ・フェニックス 2026年4月11日～19日 岡田 賢（産総研）

EOS 中国・上海 2026年4月16, 17日 派遣見送り

(*1) IGUS : International Group of Experts on the Explosion Risks of Unstable Substances(不安定物質の爆発危険性に関する国際専門家グループ)

(*2) EPP : Explosives, Propellants and Pyrotechnics(爆発性物質、推進薬および火工品)

(*3) EOS : Energetic and Oxidizing Substances (エネルギー物質と酸化性物質)

(2) 経済産業省等からの受託事業

以下の事業について受注に努め、計画策定と着実な実行を行う。

a. 火薬類爆発影響低減化技術基準検討事業

火薬類の製造、消費、貯蔵等の保安技術基準を確立するための基礎資料を得るために大規模実験を実施する。得られた成果を火薬類取締法に反映し、省令や告示の改正、保安行政上の指導のための資料として活用する。

b. 火薬類事故防止対策事業・火薬類国際化対策事業

事故防止；令和7年中に発生した事故に関し、学識経験者及び関係者等より構成される事故防止対策委員会において、原因究明、再発防止対策等の検討を行う。

なお令和7年度より新たに火薬類危害予防週間に係るポスターの作成業務も実施しており、令和8年度も引き続き実施する。

国際化；国際連合危険物輸送専門家小委員会（UNSCETDG*1）及び国際連合分類調和専門家委員会（UNSCGHS*2）に専門家を派遣するとともに、一般社団法人日本海事検定協会の危険物等海上輸送国際基準検討委員会等の関連部門に協力する。

TDG, GHS スイス・ジュネーブ 2026年6月30日～7月10日及び
11月23日～12月4日 岡田 賢（産総研）

(*1) UNSCETDG : United Nations Sub-Committee of Experts on the Transport of Dangerous Goods

(*2) UNSCGHS : United Nations Sub-Committee of Experts on the Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals

c. 日本規格協会の委託事業

「テーマ名：火薬類の容器包装性能試験方法に関するJIS開発」

令和7年度から令和9年度の3年間にわたりJIS原案作成委員会を開催し、国連モデル規則（Recommendations on the Transport of Dangerous Goods-Model Regulations）に準拠したJIS原案（改正）の作成を行う。令和7年度は、火薬類取締法の告示において規定されている危険物リスト、包装要件、表示等について、JISへ移行させる方針が承認された。

令和8年度は、国連モデル規則の最新版の調査を引き続き行うとともに、JIS素案を完成させる。

イ. 火薬類の保安に関する講習・教育事業

<講習事業>

火薬類の手帳制度事業

火薬類の手帳制度は、会員各位、火薬類を取り扱う各事業者、関係行政官庁それぞれのご理解とご協力を得て、以下により厳正に運営する。

a. 講習会の開催

火薬類保安手帳を有する者及び有しようとする者を対象とする火薬類保安講習の受講者は、本年度は9,000人（2月初めに算出）程度と予想され、各都道府県協会との密接な連携のもとに円滑な保安教育講習及び再教育講習の実施に努める。

また、本年度の火薬類取扱従事者手帳を有する者及び有しようとする者を対象とする火薬類保安講習の受講者は3,000人（2月初めに算出）程度と予想され、同様に円滑な保安教育講習の実施に努める。

b. 手帳の交付

再教育保安講習等を受講した火薬類取扱保安責任者免状所有者又は火薬類取扱従事者等に対し、火薬類保安手帳又は火薬類取扱従事者手帳の交付等を行う。

c. 講習に係る運営事務

講習会の開催計画の周知、受講の記録、交付者の登録等、講習に係る事務を的確に実施するとともに、電子メール、ホームページ等を利用した情報交換・情報提供を積極的に行うことにより運営事務の効率化を図る。

d. 講習会のオンライン化検討

現在の対面講習をオンライン化するために、令和7年度は、（一社）東京都火薬類保安協会の協力を得て、11月に試行を行なった。大きなトラブルもなく42名/43名の受講者が修了した。令和8年度は、対面講習と並行しつつ、全国展開し、各県協会と十分な意見交換を行い、希望協会と調整の上、オンライン化を推進する予定。

ウ. 火薬類の保安に関する広報事業

(1) 「火薬と保安」誌の発行

火薬類の保安に関する唯一の専門誌である当協会の機関誌「火薬と保安」誌については、掲載内容の充実に努め、年2回発行する。

(2) 「全火協弘報」の発行

広報紙「全火協弘報」については、保安関連事項、法令改正事項、講習会開催情報のほか、時事的情報等を含めた最新情報を適期に提供するため、毎月発行する。

(3) ホームページの活用

会員等によりの確な情報提供を行うために、令和7年度末にリニューアルされたホームページを活用し、当協会の業務及び財務に関する資料、講習会の案内、資格試験の案内、資格試験の合格者、事故情報及び法令改正情報等を掲載するなど、ホームページの内容の更なる充実に努め、火薬類の保安に携わる方々に役立つ情報を提供する。

(4) 出版物の発行・頒布

火薬類取扱保安責任者試験（甲種、乙種）及び火薬類製造保安責任者試験（丙種）の「過去問の解答と解説」（2025年（令和7年度）版）及び「火薬類取締法令の要点」等を発行・頒布する。「火薬類取締法令の要点」には性能規定化に伴う省令改正を反映させる。

エ. 火薬類の保安に関する資格試験事業

(1) 資格試験等事業

本年度の火薬類製造保安責任者試験（甲種、乙種）は、11月4日

(水)、5日(木)の両日、火薬類取扱保安責任者試験(甲種、乙種)及び丙種火薬類製造保安責任者試験は、令和6年度で台風の影響が懸念され静岡・滋賀県が追試験となったことを鑑みて、風雪等災害の危険性が少ない10月25日(日)に実施する。

(2) 火薬類製造保安責任者免状の交付事業

経済産業省からの委託を受けて、火薬類製造保安責任者免状(甲種、乙種)の交付事務を行う。

【その他の事業(相互扶助事業)】(会計区分:収益事業等)

他1. 知事免状の交付事業

1府7県(大阪府、岩手県、長野県、神奈川県、富山県、鳥取県、高知県及び熊本県)からの委託を受けて、火薬類取扱保安責任者免状及び丙種火薬類製造保安責任者免状の交付事業を行う。

他2. 保安講習等の支援等を行う事業

ア. 保安講習等支援事業

a. 講習用テキストの作成・頒布

保安教育・再教育講習用テキスト及び従事者用保安教育講習用の統一教材を作成して都道府県協会へ頒布し、全国レベルでの講習内容の質が維持できるように支援する。

b. 登録講師研修会の開催

本年度は令和6年度同様、書面開催で実施する。(2年毎に開催。)

c. 保安施策振興対策事業

消費現場等への巡回指導・講習会開催による支援・保安教育用機器の購入等、各都道府県協会が実施するにあたり、全火協の財源の許容内で支援を行う。

また、保安教育講習の継続学習制度(CPDS)における学習プログラム申請に対し、講習会の登録を希望する協会には本年度も同様の支援を実施する。

d. 講習実施の分担金による支援

保安手帳(原本)印刷費、保安手帳台帳整備費等へ充当し、協会での手帳所持者の確認等が容易になるよう支援する。

イ. 会長表彰及び都道府県協会との会議

a. 火薬類保安管理功労者等の会長表彰(1回/2年)の実施

本年度は12月8日(火)に実施する。(経済産業大臣表彰式と同日開催)

b. 火薬類保安協会全国会議・各地域のブロック会議等への参加

保安手帳制度及び資格試験の円滑な実施を目標として全国会議を開催する。また、各地域ブロック会議等に参加を行い、地方協会と積極的な意見交換を行う。

【その他】

ア. 「火薬類保安の将来に向けた検討」

近年、火薬類の生産量、消費量の減少により火薬類保安責任者試験、手帳・講習会の受験、受講者も減少傾向が続いている。

上記の要因により当協会及び都道府県協会の運営状況は厳しさを年々増しており、「火薬類の保安」体制維持が将来、困難となる事が危惧される状態である。

加えて現場において事故調査、講習会講師等の役割を担う火薬技術者の減少・高齢化も進んでいる。

今般、これらの課題に対応するため、民間企業の会費により運営され、同様の状況にある「日本火薬工業会」と連携方策、効率化について検討を進め、令和9年7月を目標に事業譲渡を含めた具体的な方策を検討する。

また、あわせて都道府県協会の運営、火薬技術者の確保についての検討を行い、全国規模の「火薬類の保安」体制の恒久的な維持を目標とする。

についてはこれらの検討及び必要な手続きを行うにあたり、令和8年4月1日付で両団体にて「連携準備室」の設立を行う。